

筑波大学審査学位論文（博士）

教育二法の制定過程に関する実証的研究
— 「教育の政治的中立」の政治過程—

人間総合科学研究科 教育基礎学専攻

藤田 祐介

<要約>

1. 問題の所在と課題設定

本論文は、1954（昭和29）年5月に成立した「教育公務員特例法の一部を改正する法律」（昭和29年法律第156号：教特法）及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」（昭和29年法律第157号：中確法）の二つの法律（教育二法）の制定過程を実証的に再検討するものである。

山口日記事件を契機として、大達茂雄文政下で制定された教育二法は、学校における「偏向教育」を是正し、党派的政治教育及び政治的活動を禁じるという、いわゆる「教育の政治的中立」（以下、政治的中立と略）の維持を目的としたものであり、①公立学校の教育公務員の政治的行為の制限の範囲を国立学校の教育公務員と同様にする（教特法）と、②義務教育諸学校の教員に対して、特定の目的・手段をもって党派的教育を行うよう教唆・煽動することを禁止すること（中確法）の二点を要点としている。

教育二法が制定された当時の日本は、米ソ対立を主軸とする東西冷戦の影響を受けつつ、国内政治において「保守」と「革新」のイデオロギー的対立が鮮明化していく時期にあたり、同法の制定過程はもちろん、教育界においても、この保革対立が色濃く反映された。教育二法の成立は戦後教育史、とりわけ1950年代の教育界における政治的対立を象徴する事象であり、「法案の内容とともに、これほどの社会の反響をよんだ例は、日本の今世紀いらい、おそらくはじめてのことであった」（新井恒易）と指摘されているように、戦後教育史において注目すべき事例である。にもかかわらず、同法の制定過程については、これまで十分な実証的検討が行なわれてこなかった。同法制定に対し、従来の戦後教育史研究はこれを「逆コース」下の教育の「反動化」と捉え、同法をいわば「悪法」と見做す傾向が顕著であるが、その制定過程については断片的な叙述に留まり、実証分析が乏しい。

また近年、「戦後史におけるきわめて大きな転換」（小玉重夫）と言われる18歳選挙権の実現に伴い、政治的中立が重要なテーマとしてクローズアップされることとなった。高等学校における主権者教育の重要性が高まり、教師がそれをどう展開するかということに関わって、改めて政治的中立の問題が問われることになったのである。教育二法の制定過程においては、政治的中立に関する様々な論点が提起され、多方面で論議が展開されたが、同法の制定過程の検討を通し、政治的中立をめぐる多様な見解や解釈等を明らかにすることで、政治的中立の問題を考究するための示唆を得ることができるのではないだろうか。

以上のような問題意識に基づき、本論文では、同法の制定過程を実証的に再検討し、その諸側面の内実を具体的に明らかにすることを課題とする。

2. 分析視角と方法

教育二法の成立は、戦後教育史において、「保革対立」あるいは「文部省対日教組」という対立図式が最も鮮明化した事例であることから、従来の研究の多くがこの対立図式に焦点を当ててきたのは、ある意味で必然的なことであった。ただ、同法の制定過程は、多様なアクターが対立と妥協を繰り返したダイナミックな過程であり、「保革対立」の枠組だけでは説明できないことも事実である。

そこで本論文では、先行研究の多くが焦点を当ててきた「保革対立」という分析視角を相対化し、教育二法の制定過程における諸アクター間の対立と妥協、合意といった政治過程のダイナミクスに着目した。本論文の副題を「『教育の政治的中立』の政治過程」としたのはそのためである。とはいえ、本論文は特定のモデルや理論を用いて政治現象を分析するものではない。史的事実の因果関係を解明し、記述することに軸を置いた史的研究である。

したがって本論文では、一次史料を重視しており、行政文書や議事録等の丹念な分析に努めた。特に、山口県文書館等所蔵の山口日記事件関係史料、国立教育政策研究所に所蔵されていた『義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法』に関する行政文書史料、同研究所教育図書館所蔵の「石川二郎旧蔵資料」、国立公文書館所蔵の『文部省関係審査録綴（法律）』、『教育二法案（第十九国会）』（「佐藤達夫関係文書」）等の教育二法関係史料や『中央教育審議会総会速記録』、公安調査庁の『公安調査月報』など、従来の研究でほとんど用いられることのなかった新史料を多く活用した。

3. 本論文の概要

本論文は、第3章以下の各章において教育二法の制定過程の諸側面について検討し、全体を通して制定過程の全体像を明らかにできるような内容構成とした。第1章及び第2章は同法の制定過程には含まれないが、それを検討する上でのいわば「予備的作業」という位置付けになる。各章の内容は次のとおりである。

第1章では、教育基本法の制定過程における政治的中立論議、具体的には、教育刷新委員会（総会及び第一特別委員会）及び第92回帝国議会（主に衆議院教育基本法案委員会及び貴族院教育基本法案特別委員会）での旧教育基本法第8条関連の論議を明らかにし、その内実について検討した。ここでは、論議の過程で、教員の政治教育・政治的活動の限界について明確な基準が示されたわけではなく、政治的中立をめぐる議論が十分に深められなかったこと、文部省はその限界についての判断を学校（校長）に委ね、あるいは教員の自覚に訴えるという姿勢を示したこと等を指摘した。

第2章では、教育二法案との密接な関連性が指摘される「義務教育学校職員法案」（義教法案）をめぐる政治過程を明らかにし、そこで展開された教員の政治活動制限論議の内実に

ついて、第15回国会の論議を中心に検討した。ここでは、義教法案本来の目的が教員の政治活動制限にあったとは考えにくいものの、法案提案者はそれを「副次的効果」として重視していたこと、義教法案の反対論者であっても、教員の過度の政治活動に対しては批判的な者が少なくなかったこと、教員の政治活動（制限）のあり方、政治的中立に関する議論が活発に展開されたものの、生産的な議論には発展しなかったこと等を指摘した。

第3章では、教育二法案の立案契機となった山口日記事件の動向を明らかにするとともに、同法案の立案過程について検討した。同法案の立案過程については従来、ほとんど解明されていなかったが、新史料等の分析を通して、同法案の作成経緯を跡付け、同法案が政府原案として最終決定するまでに、内容・形式の異なる複数の草案が作成されたことを明らかにした。ここでは、法案の作成過程において、特に文部省と他の関係官庁（内閣法制局、人事院、法務省）、政党関係者等との折衝が重要な意味を持っており、この折衝を通じて文部省の構想は幾度も修正・変更され、当初の文部省案は「後退」を余儀なくされたこと、法案作成には教員の自主性や教育の自由を重んじる大達文相のリベラリストとしての一面が反映されたこと等を指摘した。

第4章では、教育二法案立案の一つの拠り所となった「教員の政治的中立性維持に関する答申」をまとめた中央教育審議会（中教審）の動向と政治的中立をめぐる論議の内実を検討した。ここでは、教員（教員組合：日教組）の政治活動のあり方について厳しい批判が多くの委員から提示されたものの、政治活動の制限については慎重な対応を求める委員が少なくなかったこと、「答申」のいう「適当な措置」の解釈について委員の間で共通理解を持つに至らず、中教審内部においてすら多様な解釈の余地を残したという意味で、「答申」は、いわば「不完全な」結論であったこと等を指摘した。

第5章では、教育二法案をめぐる国会審議過程について検討した。ここでは、保革対立構図が鮮明となった教育二法案審議の具体的内実を明らかにしたが、同法案が「保革対立」のみならず、より重層的な政治力学の中で検討・修正がなされたことを指摘した。特に、同法案の緑風会修正案が保革の「ねじれ」の中でほぼ全会一致で可決されて教育二法が成立したことに注目し、両派社会党が同修正案によって懸念材料が除去されたという認識をもったこと、政府・自由党が教育二法案の廃案よりも同法成立という所期の目的達成を優先したこと、旭丘中学校事件の発生という外的要因が同法成立を後押ししたこと等を指摘した。

第6章では、教育二法の制定過程における教育関係団体の動向について、日本教職員組合（日教組）の活動に焦点を当てながら検討した。ここでは、日教組の「法案反対闘争」など、諸団体の活動実態を具体的に明らかにしたが、特に、諸団体が教育二法案の刑罰規定の削除を強く求め、参議院（主に緑風会関係者）等への陳情活動を活発に展開したこと、こういった活動が国会審議の動向や世論形成に影響を及ぼしたという点で、教育関係団体は制定過程における主要なアクターとして、一定の役割を果たし得たことを指摘した。

第7章では、教育二法の制定過程における「世論」の動向と内容について、新聞記事及び

国会請願・陳情の検討を通して明らかにした。ここでは、三大紙が教育二法案反対の「世論」形成を積極的に担っていたこと、「世論」は必ずしも同法案等に対する一方的な批判に終始したわけではなく、同法案の審議が最終段階に至った頃から新聞論調に変化が現れたこと、さらに、参議院に対する国会請願の規模が比較的大きく、この事実は同法案の反対運動が参議院での法案審議に一定の影響を及ぼし得たことの傍証ともいえること等を指摘した。

4. 本研究の成果

(1) 考察

本論文で明らかにしたように、教育二法案をめぐるのは、野党である両派社会党や共産党、さらには保守政党である改進黨の一部（革新派）までが基本的人権や思想、言論の自由を侵害し、教員の自由な教育活動を抑圧する「悪法」、「教育破壊法」あるいは「反動立法」などと非難し、教育関係団体や「世論」も総じてこれと同様の批判を展開している。

保革対立が鮮明化していた当時、「日教組対策立法」という性格をもつ教育二法案に「革新」勢力が反対することは当然だとしても、同法案に対しては、「革新」勢力に限らず、幅広い層の人々が反対したのであった。教育二法案に賛意を示した者でさえ、立法措置を講じることに積極的でない場合や、中確法案の「教唆・煽動」概念の曖昧さに懸念を示す場合があったことも事実であるし、教育二法案の立案以前の段階でも、中教審では教員の政治活動制限について慎重な対応を求める委員が少なくなかった。したがって先行研究の多くが、このような状況に鑑み、教育二法の制定を否定的に捉えていることは理解できることである。

ただ、従来の研究の多くは、実証的検討が十分でないため、制定過程の多様な側面を明らかにし得ておらず、同法制定に対して多角的な視点からの考察がなされていない。本論文での実証的検討を通して得られた知見のうち、先行研究の多くが等閑視してきた側面に着目すれば、同法制定について従来の研究とは異なる見方もできるのではないだろうか。その側面として、特に次の三点を指摘しておきたい。

①教育二法案がその立案と国会審議のプロセスにおいて、多様なアクターの意向を反映し幾度も修正を重ねることで、一定程度「抑制」されたこと。最終的に成立した教育二法は、政府原案である教特法案の刑罰規定が取り除かれ、立案当初の文部省案と比べても相当程度の変容が見られる。法案の趣旨に変更はないものの、教育二法案の立案者側からすれば、同法案は立案過程と国会審議過程の二段階にわたって「後退」を余儀なくされている。

②教育二法案は与野党対決法案であったにも関わらず、最終的に教育二法は、保革のいわば「合意」によって成立したこと。同法は与野党の妥協の産物であったとしても、その制定に際して、最終的に合意形成がなされたことの意味は小さくない。

③制定過程では、教員の政治活動制限構想や教育二法案に対する一方的な批判や反対論だけでなく、同法案や政治的中立に関して多様な見解、解釈が示されたこと。それらは必ず

しも単純な賛成論や反対論ばかりではなく、同法案の賛成論者が法案を部分的に批判する例や、反対論者が教員（教員組合：日教組）の政治的偏向や過度の政治活動を批判したり、同法に一定の意義を見出したりするという例が見られる。

以上の点を考慮に入れるだけでも、先行研究の多くが教育二法の制定をめぐる多様な側面について十分に検討を加えているとはいえないことがわかる。同法は保革の政治的対立が激しかった当時の時代状況にありながら、その制定過程において多様なアクターの意向を反映し、内容が「抑制」あるいは「精緻化」された上で、保革対立を超えた「合意」によって成立した。こういった事実や教育二法案あるいは政治的中立に関する多様な見解・解釈が示されたことにも目を向ける必要がある。

(2) 本論文の意義

まず、教育二法の制定過程を実証的に再検討することで、これまで十分に明らかにされてこなかった史的事実を解明し、同法制定に関する新たな知見や示唆を得たという点で重要な意義をもつ。例えば、教育二法案の立案過程についていえば、政治的中立確保の立法化構想が具体化した当初の段階から、大達文相が教員の教育活動自体に対する直接的な規制に反対していたことに注目すべきであろう。法務省は、党派的教育を行うこと（実行行為）を犯罪とせず、その教唆・煽動のみを処罰するという文部省案に疑義を呈したが、大達は教員の自主性を重んじ、教員の萎縮を招くとして教育活動自体を処罰の対象とすることには一貫して反対であった。大達のこのような意向が教育二法案の政府原案に反映されたこと、同法案が個々の教員の教育活動自体を規制しようとする法案ではなかったということは、同法案の評価に関わる重要な知見といえる。一方で、立案過程での諸アクターの相互交渉を通じて、文部省案は「後退」を余儀なくされたという事実も「発見」することができた。この事実から、「政府原案」とはいうものの、それは、決して文部省や大達文相の当初の意向がそのまま反映されたものではなく、教育二法案は国会審議以前の段階において、すでに一定程度「抑制」されていたのではないかと、というような示唆が得られたのである。

国会審議の段階についても、重層的な政治的ダイナミクスに焦点を当てながら、諸アクターの動向を詳細に検討したことで、「保守」勢力内部の対立や相互交渉、「革新」勢力による教組批判（旭丘中学校事件に対する両派社会党の対応等）が法案審議に重要な影響を与えたこと、さらには教育関係団体や「世論」も一定の影響を及ぼしたという知見が導かれた。そしてこの点に関し、例えば以下のような事実から、政治的行為の制限違反者に対する教特法案の刑罰規定が法案審議の行方を左右する一つの大きな要因になっていたことがわかる。すなわち、政府・自由党、特に大達文相が刑罰規定に拘り、これを重視していたこと、自由党と同じ「保守」である改進黨の内部には刑罰規定に批判的な向きが少なくなかったこと、教育関係団体が刑罰規定を強く批判し、特に緑風会関係者に対して積極的な陳情活動を展開していること、参議院で自由党に次ぐ議席を有し、教育二法成立の成否を決するキャス

イング・ボートを握っていた「保守」色の強い緑風会が教育関係団体の活動や「世論」を背景に刑罰規定を削除した教特法案の修正案を作成したこと、教育二法案に一貫して反対してきた「革新」の両派社会党や共産党がこの緑風会修正案に賛成して教育二法が成立したこと、等である。教育二法案をめぐる国会審議の過程では、保革関係なく、刑罰規定を批判したアクターが多数を占めたがゆえに、緑風会修正案が支持され、可決に至ったとも考えられよう。その意味で緑風会修正案は重要であり、政治的中立の問題については刑罰規定のあり方が大きな焦点になる、ということがここから示唆されるのである。

次に、教育二法の制定過程の検討を通じて、政治的中立をめぐる多様な見解や解釈を明らかにしたことが意義として挙げられる。法案の内容等は別として大掴みに言えば、政治的中立をめぐる主な論点は、政治的中立を侵害しているか否かの判断基準は何か、教員（教員組合：日教組）による党派的教育活動・政治的活動をいかに制限するか（特に刑罰規定を含めた立法措置は必要か）、立法措置が教員の教育活動の萎縮を招来しないか、政治的中立という概念をどう考えるかといったことであり、制定過程では、こういった論点をめぐって多様な見解や解釈が提示された。本論文は、教育二法の制定過程を実証的に再検討することを目的としており、制定過程での多様な見解、解釈を踏まえながら、政治的中立に関する原理論的な考察を行うことは「守備範囲」を超える。しかし、少なくとも制定過程の諸論議から多様な見解や解釈を浮き彫りにし、政治的中立のあり方を考究するための手がかりが得られたという点において、その意義は認められよう。

そして、もう一つの意義は、教育二法の制定について多角的に再検討した本論文が、戦後教育史の通史的な捉え方の見直しにつながる可能性を有するという点である。戦後教育史の通史の多くは、国家の教育政策及びこれを遂行する「保守」の反動勢力（文部省、政権政党）とこれに対抗して闘う国民（日教組、革新政党）という対立軸を設定して戦後教育の歴史を描いており、1950年代以降の教育政策については、教育二法の制定を端緒に、1956（昭和31）年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の制定、1958（昭和33）年の「道徳の時間」の設置などが「教育反動化」の象徴的事象とされ、これらが保革対立（文部省対日教組）の二項対立図式で叙述されている。一方で、戦後教育史の通史的叙述に疑問を呈し、これとは異なる視点からの叙述によって、戦後教育史研究に新たな地平を拓こうとする研究も蓄積されてきた。特に、1950年代の教育行政・政策史研究については、2000年代に入ってから、二項対立的な分析枠組みを批判し、従来の研究とは異なる視角から教育政策・政治過程を分析する研究が相次いでいる。こういった研究に連なる本論文は、戦後教育史の通史的な捉え方を問い直す契機を含み持つものといえる。

5. 今後の研究課題

本論文では教育二法の成立までを対象として検討を行ったが、同法制定の意義や問題点、

政治的中立についてより深い考察を行うためには、同法成立以後の展開も視野に入れる必要がある。特に、次の4点を今後の研究課題として挙げておきたい。

第一に、教育二法がもたらした「萎縮効果」についての検証である。実際、教育二法は学校現場にどのような影響を及ぼしたのか。萎縮効果が生じたとすれば、その実態や程度はどうであったか。こういった点について、実証的検討を行う必要がある。

第二に、教育二法（特に教特法）の運用実態に関する検討である。教特法違反として問題化した事例や「政治的行為」を理由に懲戒処分となった例などを詳細に検討することで、教特法及びその運用上の問題点などを明らかにすることが可能になる。

第三に、教育二法制定以後の政治的中立論議を検討することである。教育二法（特に教特法）の改正論議、主権者教育のあり方に関する論議など、教育二法制定以後、現在に至るまで政治的中立論議は継続的に展開されている。その動向と内実を詳細に検討する必要がある。

第四に、「教育行政の政治的中立」論議について検討することである。日本における教育行政（教育委員会）制度の展開を踏まえながら、「教育行政の政治的中立」論議を検討し、これと本論文が対象とした政治的中立論議を比較対照することで、政治的中立の問題をより広い視野から考究できると考えられる。

<論文構成>

序章 なぜ、教育二法研究か

第1節 問題の所在と課題設定

第2節 先行研究の検討

第3節 分析視点と方法

第4節 本論文の構成

第1章 教育基本法制定過程における「教育の政治的中立」論議—教育刷新委員会・第92回帝国議会で
の審議に焦点を当てて—

第1節 はじめに

第2節 教育刷新委員会における「政治的中立」論議

- (1) 教育刷新委員会の設置と教育基本法の具体的構想
- (2) 第一特別委員会における論議
- (3) 総会における論議
- (4) 第25回総会における「教育基本法案(要綱)」の承認

第3節 第92回帝国議会における「政治的中立」論議

- (1) 教育基本法案の帝国議会への上程
- (2) 衆議院教育基本法案委員会における論議
- (3) 貴族院教育基本法案特別委員会における論議

第4節 小括

第2章 義務教育学校職員法案と教員の政治活動制限論議—第15回国会における論議を中心に—

第1節 はじめに

第2節 義務教育学校職員法案の立案とその反応

- (1) 教員身分の国家公務員化構想と義教法案の立案
- (2) 義教法案をめぐる日教組の対応
- (3) 義教法案に対する新聞論調

第3節 中央教育審議会の動き

- (1) 中央教育審議会への諮問

- (2) 「義務教育学校職員法案要綱」をめぐる質疑

第4節 第15回国会における教員の政治活動制限論議の展開

- (1) 衆議院本会議における義教法案の趣旨説明と質疑
- (2) 参議院本会議における義教法案の趣旨説明と質疑
- (3) 衆議院文部委員会における論議
- (4) 衆議院文部委員会公聴会の開催

①各公述人の見解

②公述人に対する質疑

- (5) 予算委員会における論議

第5節 小括

第3章 教育二法案の立案過程—国会審議以前における
法案作成の経緯について—

第1節 はじめに

第2節 教育二法案の立案契機—山口日記事件

- (1) 大達茂雄文相の就任と「事件」の発生
- (2) 「事件」の展開
- (3) 文部事務次官通達(文初地第405号)の発出

第3節 「文部省案」作成の経緯

- (1) 文部省内における人事の刷新と立法構想の具体化
- (2) 「文部省案」の草案

第4節 「文部省案」の修正から教育二法案の国会提出までの経緯

- (1) 中央教育審議会の答申と文教懇話会の見解
- (2) 「文部省案」に対する内閣法制局・人事院の反対
- (3) 教唆・煽動を禁止する単独法(＝中確法)の構想と立案
- (4) 法務省の反対
- (5) 中確法案をめぐる文部省・法務省・内閣法制局の三者間折衝
- (6) 教育二法案の最終調整と国会提出

第5節 小括

第4章 教育二法案と中央教育審議会―「教育の政治的中立」をめぐる論議の検討―

第1節 はじめに

第2節 山口日記事件前後の動き

- (1) 中央教育審議会の発足と山口日記事件
- (2) 山口日記事件をめぐる論議
- (3) 日教組への対応をめぐる論議

第3節 「教員の政治的中立性維持に関する答申」をめぐる動き

- (1) 第三特別委員会の設置と審議内容
- (2) 第17回総会における論議―「天野・矢内原論争」
- (3) 「答申案」の内容
- (4) 第20回総会における論議
- (5) 第21回総会における論議―「答申」の決定
- (6) 「答申」以後の論議

第4節 小括

第5章 教育二法案の国会審議過程―衆参両院における論議の展開と教育二法の成立―

第1節 はじめに

第2節 第19回国会衆議院における教育二法案審議

- (1) 吉田茂首相の施政方針演説と質疑
- (2) 本会議における教育二法案の趣旨説明と質疑
- (3) 文部委員会における審議の内容
- (4) 「偏向教育の事例」をめぐる論議
- (5) 文部委員会公聴会の開催
 - ①教育二法案賛成の公述
 - ②教育二法案反対の公述
 - ③瀧川幸辰の公述と質疑
- (6) 教育二法案の修正案をめぐる動き
 - ①教育二法案の修正案をめぐる改進黨の動向
 - ②修正案をめぐる保守三党の折衝

③三派共同修正案の提出と修正議決

第3節 第19回国会参議院における教育二法案審議

- (1) 本会議における法案の趣旨説明と質疑
- (2) 文部委員会における審議の内容
- (3) 「偏向教育の事例」に関する証人喚問
- (4) 文部委員会公聴会の開催
 - ①教育二法案賛成の公述
 - ②教育二法案反対の公述
 - ③質疑に対する公述人の答弁
- (5) 緑風会による教育二法案修正案の作成
 - ①教育二法案の修正案をめぐる緑風会の動向
 - ②文部委員会における緑風会修正案の議決

第4節 教育二法の成立

- (1) 旭丘中学校事件の発生と与野党の対応
- (2) 参議院本会議における修正議決
- (3) 再議決構想と参議院回付案への同意

第5節 小括

第6章 教育二法制定過程における教育関係団体―日本教職員組合の活動を中心に―

第1節 はじめに

第2節 教育二法案立案までの日教組の動き

- (1) 山口日記事件をめぐる対応
- (2) 教員の政治活動制限構想への抵抗
 - ①闘争戦術の模索
 - ②中央教育審議会への働きかけ
 - ③中央教育審議会第三特別委員会の答申案に対する批判

第3節 教育二法案の立案から制定までの展開―法案をめぐる諸団体の対応

- (1) 日教組の対応
 - ①法案反対闘争の激化と振替授業の実施
 - ②参議院に対する法案反対闘争

- (2) 校長会（全連小・全日中）の対応
- (3) 信濃教育会の対応
- (4) 教育委員会関係団体（全教委・全地教委）の対応
- (5) その他の団体（日本連合教育会、全国大学教授連合、日本教育学会）の対応

第4節 小括

第7章 教育二法制定過程における「世論」—新聞記事及び国会請願・陳情の検討を通して—

第1節 はじめに

第2節 新聞記事における「世論」の動向と内容

- (1) 「世論」関連記事件数
- (2) 山口日記事件と文部事務次官通達をめぐって
- (3) 中央教育審議会答申（案）をめぐって
- (4) 教育二法案をめぐって
 - ①各紙の論調
 - ②矢内原忠雄の見解
 - ③教育二法案に関する諸意見と「振替授業」批判
- (5) 新聞論調の変化

第3節 教育二法案をめぐる国会請願・陳情

- (1) 衆参両院における請願・陳情件数
- (2) 衆議院における請願・陳情
- (3) 参議院における請願・陳情

第4節 小括

終章 結論と今後の課題

第1節 本論文のまとめ—得られた知見

第2節 考察

第3節 本論文の意義

第4節 今後の研究課題

資料編

参考・引用文献

主要参考・引用文献

<著書・論文等>

- 有倉遼吉『公法における理念と現実』多磨書店、1959年。
- 五十嵐顕・伊ヶ崎暁生編著『戦後教育の歴史』青木書店、1970年。
- 市川昭午『教育行政の理論と構造』教育開発研究所、1975年。
- 大田堯編著『戦後日本教育史』岩波書店、1978年。
- 大達茂雄伝記刊行会編『大達茂雄』大達茂雄伝記刊行会、1956年。
- 大達茂雄伝記刊行会編『追想の大達茂雄』大達茂雄伝記刊行会、1956年。
- 久保義三『新版 昭和 교육史－天皇制と教育の史的展開－』東信堂、2006年。
- 斎藤正『政治的中立の確保に関する教育二法律の解説』三啓社、1954年。
- 時事通信社編『教育年鑑 1955年版』時事通信社、1954年。
- 鈴木英一『教育行政（戦後日本の教育改革3）』東京大学出版会、1970年。
- 「戦後日本教育史料集成」編集委員会編『戦後日本教育史料集成』第4巻、三一書房、1983年。
- 永田照夫『教育基本法第8条（政治教育）小史－教育法社会学的考察序説－』西村信天堂、1985年。
- 日本教育新聞編集局編著『戦後教育史への証言』教育新聞社、1971年。
- 日本教職員組合編『日教組十年史』日本教職員組合、1958年。
- 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第一巻』岩波書店、1995年。
- 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第六巻』岩波書店、1997年。
- 藤田祐介・貝塚茂樹『教育における「政治的中立」の誕生－「教育二法」成立過程の研究－』ミネルヴァ書房、2011年。
- 藤田祐介「教育基本法制定過程における『教育の政治的中立性』論議－教育刷新委員会・第九十二回帝国議会での審議に焦点を当てて－」『戦後教育史研究』第28号、2015年、1~19頁。
- 藤田祐介「『義務教育学校職員法案』をめぐる政治過程－教員の政治活動に関する国会論議を中心に－」『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要 The Basis』第8号、2018年、71~90頁。
- 藤田祐介「教育二法制定過程における『世論』－新聞記事及び国会請願・陳情の検討を通して－」『スクール・コンプライアンス研究』第7号、2019年、66~76頁。
- 藤田祐介「教育二法案の国会審議過程（上）－衆議院における審議と修正案の可決－」『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要 The Basis』第9号、2019年、145~169頁。
- 藤田祐介「教育二法案の国会審議過程（下）－参議院における審議と教育二法の成立－」『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要 The Basis』第10号、2020年、111~132頁。
- 森田尚人「旭丘中学事件の歴史的検証（下）－第2部：教育二法案をめぐる国会審議と『事件』の政治問題化－」『教育学論集』第51集、中央大学教育学研究会、2009年、37~111頁。
- 渡辺恒雄「教育二法案提出の経過とその内幕」『人事行政』第5巻第4号、1954年、48~53頁。

<新聞・機関紙等>

『朝日新聞』（朝日新聞社）

『教育情報』（全国都道府県教育委員会委員協議会）

『公安調査月報』（公安調査庁）（『中央学院大学所蔵 初期「公安調査月報」（復刻版）』第6巻～第11巻、
柏書房、2006年及び2007年所収）

『時事通信・内外教育版』（時事通信社）

『日教組教育情報』（日本教職員組合情宣部）

『日本経済新聞』（日本経済新聞社）

『防長新聞』（防長新聞社）

『毎日新聞』（毎日新聞社）

『文部広報』（文部省広報課）

『読売新聞』（読売新聞社）

<行政文書・その他史料>

「石川二郎旧蔵資料」（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）

『義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法』に関する行政文書史料」（国立
教育政策研究所所蔵）

『教育二法案（第十九国会）（昭二九）』1～3（国立公文書館所蔵）

『昭和二十八年 日記問題資料』（山口県文書館所蔵）

「全教委関係資料」（北海道大学所蔵）

「第九十二回帝国議会議録」（貴族院・衆議院／本会議・教育基本法案（特別）委員会）（国立国会図書
館所蔵）

「第十九回国會議録」（衆議院・参議院／本会議・文部委員会ほか）（国立国会図書館所蔵）

『第十九回国会 参議院請願文書表』（国立国会図書館所蔵）

『第十九回国会 衆議院請願文書表』（上・下）（国立国会図書館所蔵）

「第十五回国會議録」（衆議院・参議院／本会議・文部委員会・予算委員会）（国立国会図書館所蔵）

『中央教育審議会総会速記録』（第1回～第2回、第7回、第10回～第11回、第14回～第18回、第
20回～第22回、第24回～第25回）（国立公文書館所蔵）

「辻田力旧蔵資料」（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）

『文部省関係審査録綴（法律）8』（国立公文書館所蔵）